

長野市議会議員の政治倫理に関する条例

逐条説明

平成27年11月

長野市議会

長野市議会議員の政治倫理に関する条例

平成21年6月30日
長野市条例第33号

はじめに

平成21年6月市議会定例会において、議会基本条例検討特別委員会が提案した長野市議会議員の政治倫理に関する条例を可決しました。この条例は、公布の日（平成21年6月30日）から施行されました。

議員は、市民全体の代表者として市政に携わる権能と責務を深く自覚し、自らの行動を厳しく律し、政治倫理の向上に努めなければなりません。

この条例は、議員の責務及び行為規範を定めることにより、民主政治の根幹をなす政治倫理の確立を期するとともに、議会の権威と名誉を守り、市民の厳粛な信託にこたえ、もって清潔で民主的な市政の発展に貢献することを目的に制定したものです。

目的

第1条 この条例は、議員の責務及び行為規範を定めることにより、民主政治の根幹をなす政治倫理の確立を期するとともに、議会の権威と名誉を守り、市民の厳粛な信託にこたえ、もって清潔で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

【説明】

- この条例は、長野市議会基本条例第21条第2項の規定に基づき、議員の政治倫理に関して定めるもので、議員の責務及び行為規範を定めることにより、次の事項を目的とします。このうち、(4)は、究極の目的として位置付けるものです。
- (1) 民主政治の根幹をなす政治倫理の確立を期すること。
 - (2) 議会の権威と名誉を守ること。
 - (3) 市民の厳粛な信託に応えること。
 - (4) 清潔で民主的な市政の発展に寄与すること。

議員及び市民の責務

第2条 議員は、市民全体の代表者として市政に携わる権能と責務を深く自覚し、自らの行動を厳しく律し、政治倫理の向上に努めなければならない。

2 議員は、前項の責務を果たすことのできる広くかつ高い識見を養うとともに、全体の利益の実現を目指して行動しなければならない。

3 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら真摯かつ誠実に事実を明らかにし、その責任を明確にしなければならない。

4 市民は、主権者として公共の利益の重要性を深く認識し、議員に対し、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけをしてはならない。

【説明】

- 第1項及び第2項は議員の平素の責務を、第3項は政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときの議員の責務を、第4項は第4条において、市民にも審査の請求をすることができることとしたことに関連し、市民の責務を定めています。

行為規範

第3条 議員は、次に掲げる行為規範（以下「行為規範」という。）を遵守しなければならない。

- (1) 議員の品位及び名誉を傷つけ、市民の信頼を損なう行為をしないこと。
- (2) 市が行う許可、認可等の処分その他の行為又は市が締結する請負その他の契約に関し、特定の者に有利又は不利となるような働きかけをしないこと。
- (3) 政治活動に関し、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。
- (4) 市職員の公正な職務執行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないこと。

【説明】

- 議員が遵守しなければならない行為規範を定めています。第1号は一般的な行為規範を規定し、第2号から第4号までは起きやすいと考えられる具体的な内容を規定しています。
- 地方自治法、公職選挙法、政治資金規正法等の法令により禁止されている事項は、改めて規定していませんが、当然に遵守しなければならない事項です。

審査の請求

- 第4条 議員は、行為規範に反する疑いがあると認められる議員があるときは、議員の定数の12分の1以上で、かつ、2以上の会派の議員の連署をもって、その代表者から議長に対し、審査を請求することができる。
- 2 選挙権を有する市民（地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項に規定する選挙権を有する者をいう。以下同じ。）は、行為規範に反する疑いがあると認められる議員があるときは、その総数の100分の1以上の連署（以下「有効な連署」という。）をもって、その代表者（以下「市民による審査請求の代表者」という。）から議長に対し、審査を請求することができる。
- 3 前2項の規定による審査の請求をしようとする者は、審査請求書に行為規範に反する疑いがあることを証する書類等を添えて議長に提出しなければならない。
- 4 議長は、市民による審査請求の代表者から前項の規定による審査請求書等の提出があったときは、直ちに選挙管理委員会に対し、審査請求書等について有効な連署があることの確認を求めるものとする。
- 5 議長は、選挙管理委員会が審査請求書等について有効な連署があることの確認をしたときは、第2項の規定による審査の請求を受理し、その旨を市民による審査請求の代表者に通知するものとする。
- 6 議長は、選挙管理委員会が審査請求書等について有効な連署があることの確認をできなかったときは、当該請求を受理しない理由を付して、その旨を市民による審査請求の代表者に通知するものとする。

【説明】

- 審査請求の要件、手続等について規定したものです。
- 議員が請求する場合の要件の議員数は、地方自治法第112条第2項の規定による団体意思決定議案の提出要件と同じです。
- 市民が請求する場合の要件の連署は、長野市議会議員の政治倫理に関する条例施行規程（以下「施行規程」という。）第2条第1項の規定により、審査請求者署名簿（様式第1号）によって行うものとします。地方自治法の規定による住民の直接請求の要件には、条例の制定・改廃の請求や監査の請求は有権者の50分の1以上の連署、議会の解散請求や長の解職請求は有権者の3分の1以上の連署などがありますが、行為規範違反の審査の請求は、他の団体の例を参考に、法定の直接請求の要件よりも緩やかに定めることとしました。
- 議員が請求する場合及び市民が請求する場合の共通事項として、審査請求書に行為規範に反する疑いがあることを証する書類等の提出を義務付け、恣意的な審査請求が行われないように規定しています。なお、審査請求は、施行規程第2条第2項の規定により、行為規範違反審査請求書（様式第2号）によって行うものとします。

審査会の設置

第5条 議長は、前条第1項又は第2項の規定による審査の請求があったときは、これを審査するため、議会に長野市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

【説明】

- 請求があったときは、議会に長野市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置して、審査をする旨を規定しています。審査会は、議長の諮問機関の位置付けです。
- 審査請求については、議員及び議会の名誉と品位に関わる問題であることから、実際の運用に当たっては、議長から会派代表者会議又は議会運営委員会に審査の請求があった旨の報告をした上で設置することとなります。

審査会の組織

第6条 審査会は、委員11人以内で組織する。
2 委員は、議員のうちから議長が指名する。
3 委員の任期は、当該審査が終了するまでとする。
4 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

【説明】

- 審査会は、委員11人以内で組織することと規定しているが、原則として11人で組織します。「以内」は、委員に不測の事態が生じ、その欠員が補充されるまでの間の状態に備えるものです。
- 実際の運用に当たっては、会派代表者会議又は議会運営委員会に諮り、会派構成等に応じて割り振った上、その人選に基づき議員のうちから委員を指名することとなります。

審査会の会議

第7条 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
2 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
3 前項の規定にかかわらず、審査会は、審査の請求をされた議員（以下「被審査議員」という。）につき、行為規範に反し、政治的又は道義的に責任があると認める場合で、議員辞職の勧告、役職辞任の勧告、出席自粛の勧告その他の勧告を審査の結果に明記しようとするときは、委員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の多数によりこれを決定しなければならない。
4 審査会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

【説明】

- 審査会の会議の基本的事項を定めたものです。
- 議員辞職等の懲罰的な勧告を行う場合は、特別多数議決による決定を必要とし、その内容は、長に対する不信任の議決の要件（地方自治法第178条第3項）と同様の要件です。

審査会による意見聴取等

第8条 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、被審査議員、審査の請求をした者、識見を有する者等に対し、その出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。

【説明】

- 審査会への関係者等の出席等の要請を定めたものです。「識見を有する者等」には、被審査議員、審査の請求をした議員以外の議員を含みます。
- 被審査議員の出席、報告等について、この条には義務規定を置いていませんが、被審査議員は、第2条第3項の規定により、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら真摯かつ誠実に事実を明らかにし、その責任を明確にする責務を負うものであり、審査会の審査への協力義務は当然にあるものです。

弁明の機会の付与

第9条 被審査議員は、いつでも審査会に出席し、書面又は口頭により弁明することができる。

2 被審査議員は、第11条第1項の規定による議長への報告までの間は、審査会に対し、いつでも書面により弁明することができる。

【説明】

- 第8条の審査会からの出席要請に対応して、審査会の審査期間中はいつでも、被審査議員から審査会に弁明する機会の保障を定めたものです。審査後の意見書の提出については、第14条第1項で保障しています。

資産等報告書の提出

第10条 審査会は、必要があると認めるときは、議長に対し、被審査議員に次に掲げる事項のうち審査会が指定する事項を記載した資産等報告書の提出の請求をするよう求めることができる。

(1) 審査会が指定する日において被審査議員が有する資産等に関する次に掲げる事項

ア 土地（信託している土地（自己が帰属権利者であるものに限る。）を含む。）の所在、面積及び固定資産税の課税標準額並びに当該土地を相続（被相続人からの遺贈を含む。以下同じ。）により取得した場合は、その旨

イ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権の目的となっている土地の所在及び面積並びに相続により取得した場合は、その旨

ウ 建物の所在、床面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続により取得した場合は、その旨

エ 預金（当座預金及び普通預金を除く。）及び貯金（普通貯金を除く。）の額

オ 有価証券（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項及び第2項に規定する有価証券に限り、このうち株券にあつては、議長が定める株券とする。）の種類及び種類ごとの額面金額の総額（株券にあつては、株式の銘柄及び株数）

カ 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品（取得価額が100万円を超えるものに限る。）の種類及び数量

キ 利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）を有するゴルフ場の名称

ク 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）の額

ケ 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）の額

(2) 被審査議員の所得等に関する次に掲げる事項

ア 審査会が指定する年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額（当該金額が100万円を超える場合にあつては、当該金額及びその基因となった事実）

(イ) 総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第22条第2項に規定する総所得金額をいう。）及び山林所得金額（同条第3項に規定する山林所得金額をいう。）に係る各種所得の金額（同法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額をいう。）

(ロ) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算された所得の金額であつて議長が定めるもの

イ 審査会が指定する年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の2に規定する贈与税の課税価格をいう。）

(3) 審査会が指定する日において報酬を得て会社その他の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この号において同じ。）の役員、顧問その他の職に就いている場合における当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名

2 議長は、前項の規定による求めがあつたときは、相当の期間を定めて、被審査議員に

対し、資産等報告書の提出を請求しなければならない。

3 被審査議員は、前項の規定による請求があったときは、正副2通の資産等報告書を議長に提出しなければならない。

4 議長は、資産等報告書の提出があったときは、その正本を審査会に送付するものとする。

5 何人も、議長に対し、議長が別に定めるところにより、第3項の規定により提出があった資産等報告書の閲覧を請求することができる。

【説明】

- 被審査議員に提出を求めることができる資産等報告書について、政治倫理確立を期するため、長野市議会独自に規定しています。
- 第1項各号に掲げる資産等、所得等及び関連会社等に関する事項は、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の規定と同様です。
- 第1項第1号の資産等には、施行規程第4条第1項の規定により、外国にある資産等を含みます。また、有価証券のうち株券は、施行規程第4条第2項の規定により、資本金の額が1億円以上の株式会社の株券、金融商品取引所に上場されている株券及び店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている株券を指します。

議長への報告等

第11条 審査会は、審査の結果について議長に報告するものとする。

2 審査会は、被審査議員の名誉を回復することが必要であると認めるときは、所要の措置を講ずるよう議長に求めることができる。

【説明】

- 審査会は、議長の諮問機関の位置付けであることから、審査の結果について議長への報告義務を規定したものです。
- 被審査議員の名誉を回復することが必要な場合として、誤解や不確かな情報に基づく審査の請求がされた場合などが考えられます。また、名誉回復の所要の措置としては、長野市議会ホームページや市議会だよりで公表することなどが考えられます。

審査会の運営に関するその他の事項

第12条 前6条に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

【説明】

- 第6条から第11条に定められていない審査会の記録等については、会長が審査会に諮って、審査会ごとに規定するものとしています。

審査の結果の通知及び公表

第13条 議長は、第11条第1項の規定による報告を受けたときは、第4条第1項の代表者又は市民による審査請求の代表者及び被審査議員に対し審査の結果を通知するものとする。

2 議長は、次条第1項の規定による意見書の提出期限の日以後において遅滞なく、前項の審査の結果を公表しなければならない。

【説明】

- 議長には、審査請求者及び被審査議員に審査結果を通知するとともに、審査結果を公表する義務があることを規定したものです。なお、公表の方法としては、長野市議会ホームページや市議会だよりへの掲載などが考えられます。

意見書の提出及び公表

第14条 被審査議員は、前条第1項の規定による通知を受けたときは、審査の結果について、当該通知があった日の翌日から起算して15日以内に、議長に対し意見書を提出することができる。

2 議長は、前項の規定による意見書の提出があったときは、前条第2項の規定による公表に併せて、当該意見書又はその概要を公表するものとする。

【説明】

- 被審査議員の審査結果への意見書を提出する権利と、その意見書等の公表を規定したものです。
- 第8条及び第9条で審査会審査中において、被審査議員の意見を述べる機会は保障されていますが、被審査議員に不利益処分を行うこともあることから、審査後においても意見を述べる機会を保障したものです。

議長の措置

第15条 議長は、第11条第1項の規定による報告を受けたときは、審査会が必要と認める措置を講ずるものとする。

2 議長は、前項の措置を講じたときは、これを公表しなければならない。

【説明】

- 審査会の報告を受けた議長は、審査会の報告を尊重して、必要な措置を講じ、議会の権威と名誉を守り、市民の厳粛な信託に応えることを定めたものです。実際の運用に当たっては、議長から会派代表者会議又は議会運営委員会に審査結果を報告をした上で、必要な措置を講じることとなります。

委任

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

【説明】

- この条例の施行に関し必要な事項は、施行規程で別に定めています。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(旧郵便貯金の取扱い)

- 2 第10条第1項第1号エの規定の適用については、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号。以下「整備法」という。）附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第2条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和22年法律第144号）第7条第1項各号に規定する郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）は、預金とみなす。

(検討)

- 3 議会は、この条例の施行後適当な時期において、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【説明】

- この条例は、平成21年6月30日に公布され、同日から施行となりました。
- 第10条第1項第1号エに規定する貯金に関し、郵政民営化に伴い廃止された旧郵便貯金法に規定する郵便貯金のうち、次に掲げる郵便貯金は、預金とみなすこととしました。
なお、このみなし規定は、資産公開法と同様です。
 - ア 積立郵便貯金
 - イ 定額郵便貯金
 - ウ 定期郵便貯金
 - エ 住宅積立郵便貯金
 - オ 教育積立郵便貯金
- 市民の意見や社会情勢の変化等を踏まえ、政治倫理の向上のために、必要に応じて、条例の見直し等を行うことが大切であることを規定しています。